

学校いじめ防止基本方針

柏市立十余二小学校

令和7年4月7日

1. 基本理念について

(1) いじめの定義

いじめとは、「いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) 基本理念

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する（条例第8条第1項）。

(4) いじめの基本認識

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないとのみをもって問題なしとすることは早計である。

③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

(5) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校いじめ対策組織について

生徒指導部会

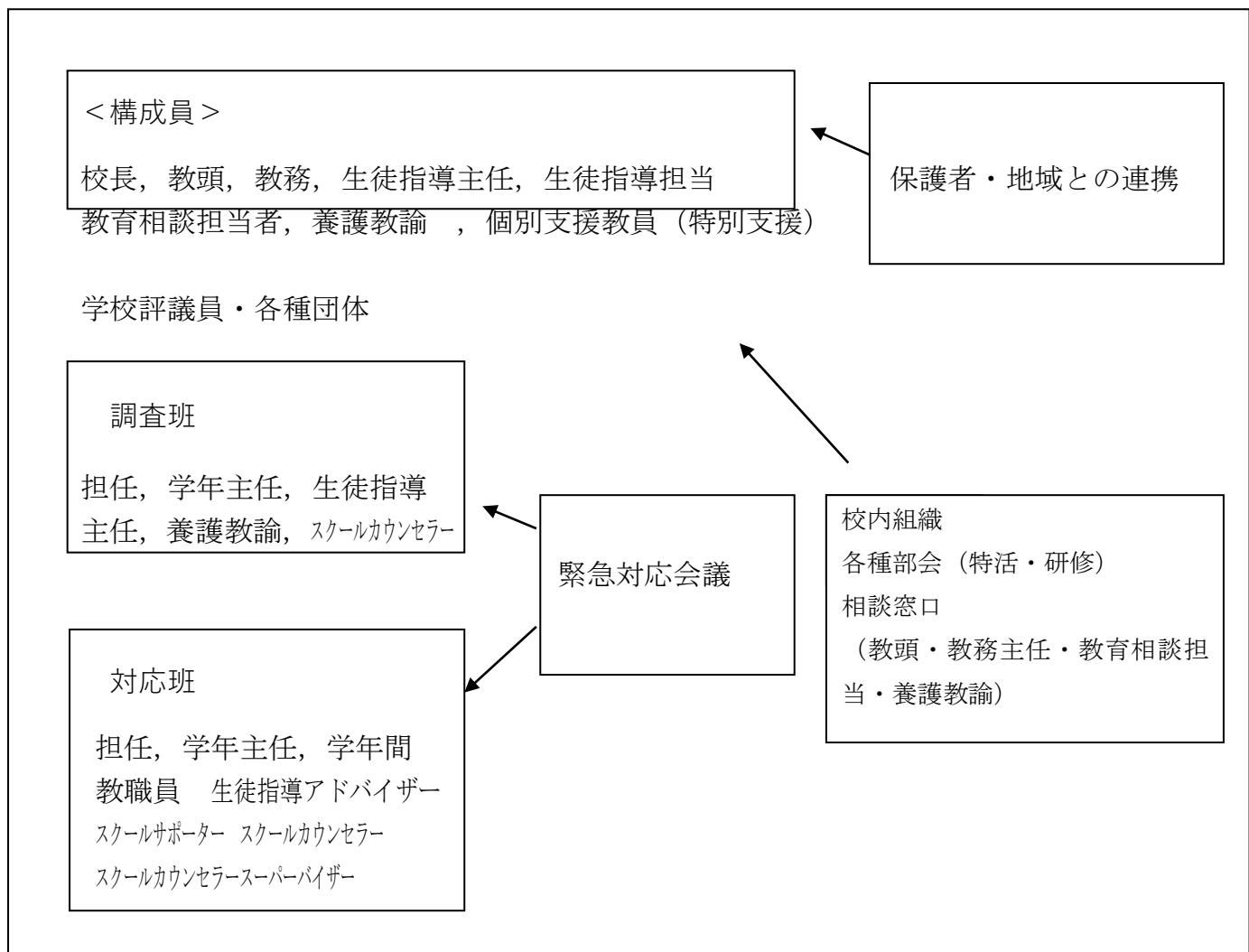
① 構成

生徒指導主任を中心として、管理職、生徒指導担当、教育相談担当者、養護教諭、で構成する。緊急時においては、上記のメンバーだけではなく、スクールカウンセラーも要請する。日常的な業務については、校内の生徒指導部会が担当する。

② 役割

月1回部会を開催して情報交換を行い、職員会議において全教職員で問題行動を有する児童の現状や指導についての共通理解を図る。緊急時の対応においては、必要に応じて校内での委員会を開催する。

いじめ対策チーム (生徒指導部会)



3 いじめの未然防止について

(1) 児童・保護者への啓発活動

*児童等はいじめをおこなってはならない。

児童等は他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう努めるものとする。(千葉県いじめ防止対策推進条例第4条)

日頃生じる様々な事態について、発生する度に、学年・学級での指導及び全校での指

導を徹底する。全校指導は、全校朝礼や校内放送等の機会を活用する。全校児童に「いじめは絶対に許されないことであり、知らんふりすることも傍観者としていじめに加担することになることを教育活動全体を通じて周知する。

保護者に対しては、学校公開日や授業参観日において道徳や特別活動の授業を展開し、命の大切さや友だちの大切さについての指導を公開し、学級や学校での取り組みを理解してもらう。また、「学校だより」においても継続的に啓発する。

(2) 教職員の意識の向上

教職員の差別的発言や児童を傷つける発言等、心ない不適切な発言や行動や体罰が、いじめを助長することを日頃から教職員に意識づける。学校全体で暴力や暴言を排除する姿勢を教職員自ら示す。

(3) 「自己指導能力の獲得※を目標としたわかる授業の推進」

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努め、児童一人一人が自己存在感をもち、自己決定できる場面を設定し、自己有用感を高める取り組みをする。本取組が、いじめを含めた問題行動の未然防止に繋がる。

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言う。これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させること。

(4) 道徳教育・人権教育の重視

学校教育活動全体を通じて、学校全体で道徳教育・人権教育を推進し、基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付ける。善悪の判断、人間としてしてはならないことの徹底に配慮して指導する。

多様な体験・交流の機会を通して、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることができると人権を意識した心を養う。

(5) 個々の努力を認める指導

過度の競争意識や勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する場合がある。児童一人一人の努力や努力の過程を認め、褒めて育てる指導を推進する。

(6) 保護者との連絡方法

いじめ防止のために、4月と7月に全保護者との面談を実施し、状況に応じては個別面談を定期的に実施する。また、児童の行動の変化等について、早期の段階で電話での

連絡を取り合ったり家庭訪問したりする。

(7) SOSの出し方に関する教育

いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝える。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、柏市立の小学校（6年生）中学校・高等学校に在籍している児童生徒のいじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的としたSTANDBYアプリ※を導入する。

※STANDBYアプリとは児童生徒の持っているスマートフォンや一人一台端末等

(8) 配慮を要する児童生徒への対応

①外国にルーツのある児童生徒の対応 外国にルーツのある児童生徒は、言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

②家庭環境等に特別な事情がある児童生徒の対応 虐待や貧困等、特別な事情を抱えている児童生徒については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりうる。学校においては、日常の児童生徒の変化を観察するとともに、SSW等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

③性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒への理解と対応 性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う。

※性別違和とは生物学的性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため社会的に支障がある状態のこと。

(9) 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童生徒への理解と対応

宗教に関するのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努めます。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う

◦

4 いじめの早期発見について

(1) アンケート調査の実施

いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめ状況把握のために全校児童に対して、学期に1回（7月、12月、3月）なかよしアンケート調査を実施する。

その結果をもとに、担任が当該児童と個別に面談し、状況によっては教育相談担当や養護教諭、管理職とも面談を重ねる等、組織で対応する。アンケート項目には、インターネットを通じたいじめについての質問項目も設ける。

実施にあたっては、実施したことでいじめ加害者が被害者に圧力をかけることが想定されるため、当該児童や一部の児童との面談を進めて被害者が特定されないように、クラス全員と面談し、綿密な調査を実施することとする。

(2) 保護者への取り組み

保護者に対しては、家庭訪問や学級懇談会、個人面談、学校評価アンケート等を活用していじめの早期発見に努める。日頃から、気にかかる事はすぐに保護者に連絡をする。

(3) 教育相談の実施

児童は、校舎内1階に設置している「相談ポスト」で、いつでも自由に相談できるようにする。ポストに入った相談は、担当者が中心となり早期に面談を行い、関係者と連携を図りながら解決につなげる。いじめアンケートだけではなく、定期的に個人面談や教育相談を実施して、いじめを認知する機会を確保する。

(4) 日常的な取組

児童がいるところには教職員がいるという状況に心がけ、児童の発言や行動に目を配り、いじめの早期発見に努める。気になる言動がみられた場合、毅然とした態度で適切な指導を行う。昼休みや授業時間外のいじめに関わった人間関係を日常的に観察し、いじめの早期発見に努める。

インターネット上のいじめやトラブルについても以下のようないくつかの対応を行い、早期発見に努める。

- ・柏市少年補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施する。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。
- ・SNS、携帯電話、スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、発見しにくいため、学校では情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもしっかりと理解と責任を求めていく。

5 いじめの相談・通報体制について

(1) いじめを受けた児童を徹底的に守る

- ・学校における相談窓口としては、児童に対しては「相談ポスト」での相談方法がある。実際に相談する際、相談相手は児童が希望する相手に相談できることになっている。主な担当は、担任以外に養護教諭や教育相談担当者、教頭が相談窓口となっている。

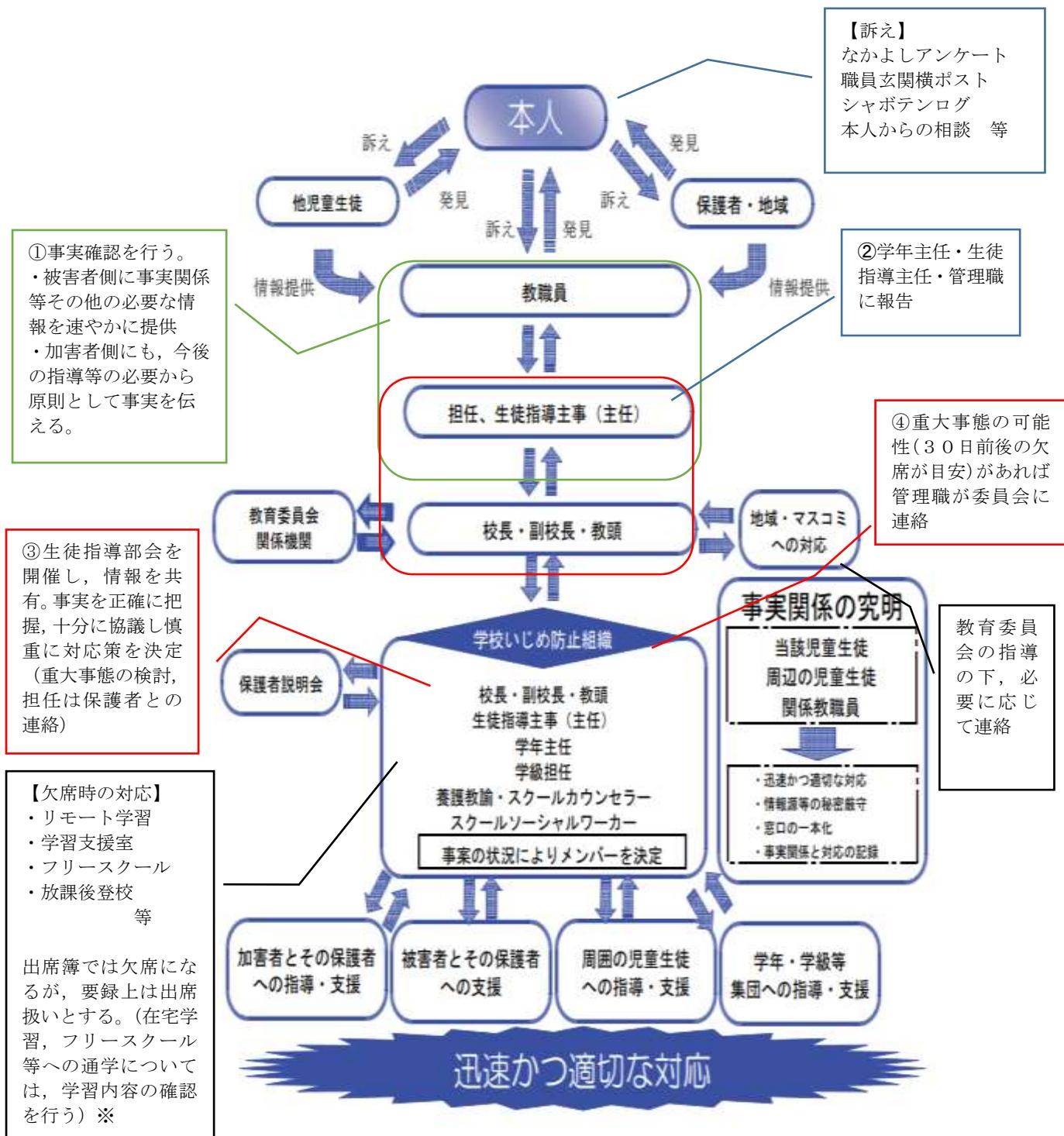
- ・いじめられていることは「恥ずかしい、みじめ」なことではないことを児童に周知し、いじめについて相談する、通報することの大切さ「いじめゼロ宣言のはなす勇気」について児童に説明する。相談、通報は適切な行為であり、チクリは卑怯な行為ではない。命を守るために必要な方法であることをはっきりと知らせる。

(2) 学校外のいじめ相談・通報窓口について

柏市教育委員会 児童生徒課	0 4 - 7 1 9 1 - 7 2 1 0
柏市少年補導センター	0 4 - 7 1 6 4 - 7 5 7 1
千葉県警東葛地区少年センター	0 4 - 7 1 6 2 - 7 8 6 7
柏児童相談所	0 4 - 7 1 3 1 - 7 1 7 5
児童相談所全国共通ダイアル	1 8 9 (局番なし)
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
千葉県警察少年センター(ヤングテレホン)	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
子ども人権110番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
柏市少年補導センターやまびこ電話相談	0 4 - 7 1 6 6 - 8 1 8 1
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
ライトハウス ちば (千葉県子ども・若者総合相談センター)	0 4 3 - 3 0 1 - 2 5 5 0
千葉県柏児童相談所柏末広支所	0 4 - 7 1 4 7 - 5 4 5 5

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案発生からの手順



(2) 警察との連携

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく、早期に警察や児童相談所等の関係機関と連携する。学校の窓口は教頭とする。

(3) いじめ被害者への寄り添った対応

①徹底していじめから守り抜く。

被害児童生徒の立場や心情を理解し、安心して相談できるように配慮する。

②守るべき秘密は守ることを約束する。

聴き取りの場所と時間に配慮するとともに、安心して生活及び相談できるようにする。

③自信を取り戻せるように言葉を掛ける。

被害児童生徒はいじめの原因を自分に求めたり、自分に自信を失ったりしています。話してくれた勇気を認めて褒めることで自尊感情を高めていく。

(4) いじめ加害者などへの聞き取り調査の方法や留意事項

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、加害児童に自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめを完全にやめさる。また、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるとともに、人権と生命の尊さを理解させていく。

①事実確認を必ず行う。また、いじめに至る背景や心情を理解する。

②被害児童生徒の立場で、自身の言動を考える。被害児童生徒を傷つけ、苦痛を与えている言動が間違っていることを確認し、事実が認められた場合には、自身の言動が「いじめ」であることを丁寧に、粘り強く諭していく。

③過去の自分と今後の自分について考えさせる。今までの自分を振り返り、「あのときどうすればよかったのか?」を考えさせる。その上で「今後はどうするのか?」と問い合わせ、後悔と謝罪の気持ちを醸成していく。

(5) 被害者・加害者（本人・保護者）への連絡について

①被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供していく。その際、他の児童生徒の個人情報の保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

②加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、いじめられた児童生徒側への配慮に留意する。

7 情報提供について

情報の提供に関しては、当該児童への確認、周囲の児童や保護者等、第三者への確認をしたうえで、必要で正確な情報を提供する。児童の個人情報の扱いには十分注意し、いじ

めの事実情報を提供する。被害者児童や保護者の悲しい気持ちを汲み取り、よりよい解決を図ろうとしている学校の思いを伝える。また、加害者児童には、事の重大さを認識させ、よりよい解決方法とともに考えていこうという学校の思い伝え、あわせて家庭での指導も依頼する。

8 指導について

(1) 被害者児童

- ・ 被害者児童の心のケアや安心して学校に登校できるよう、養護教諭やスクールカウンセラーを活用したり、心の拠り所となる場所を設けたりする。
- ・ 児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な対応をする。
- ・ いじめの被害者児童に対して、最後まで守り抜く姿勢や秘密を守ることを伝え、心の安定を図る。

(2) 加害者児童・観衆や傍観者としている児童

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、加害者児童の背景にも目を向けるようにしつつ「いじめは人間として決してしてはならないこと」を丁寧に説明する。そして、知り得た情報について、加害者保護者にも周知する。
- ・ 心理的な孤独感を与えないように配慮する一方で、毅然とした態度と粘り強い指導をする。
- ・ 見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることについて理解させ、いじめを否定し、正義に基づいた勇気ある行動をとるように指導する。

9 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を言う

事実を正確に把握し、十分に協議し慎重に対応する。

いじめ発見者



担任・学年主任・生徒指導主任
・教頭・校長

教育委員会

児童生徒課
教育長
市長

- ・ 教育委員会の指導のもと、柏警察署（04-7148-0110）に連絡する。

- ・事案によっては、学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、当該児童や保護者の同意を得たうえで、緊急保護者会を開催する。
- ・緊急時には、臨機応変に対応するが、まず教育委員会に一報後、改めて文書で報告する。
- ・外部との窓口は一本化し、教頭が対応する。
- ・学校いじめ対策組織を招集し具体的な調査方法を示し、関係機関と連携をとりながら進める。

10 公表、点検、評価について

(1) 公表の仕方

- ・十余二小学校「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表。その内容を入学時や年度始め等、様々な機会を活用して児童や保護者に説明する。

(2) いじめの調査や分析を行い、生徒指導に役立てる

- ・毎学期、いじめについての調査や分析を行い、その結果に基づいた対応をとる。
- ・児童や保護者から得たアンケートの分析を行い、生徒指導や学級経営、「分かる授業」作りのための教材研究に生かしていく。
- ・教職員に対しては、いじめ対応への様々なスキルや指導方法を身につけるための研修を講師を招聘して実施し、具体的な事例研究を計画的に行う。

(3) いじめ問題の取り組みや対応結果について

- ・いじめ対策チームを中心として組織が有効に機能しているかについて、定期的に管理職による点検と評価を行い、児童や地域の実態に応じた取組を展開する。
- ・いじめの取組を保護者、児童、教職員で評価し、改善に生かす。

(4) 学校いじめ防止基本の見直し規定について

- ・学校が実施する年度末の教育課程の反省において、本校のいじめ基本防止方針を振り返り、改善点を話し合って次年度に生かす。

〈いじめ防止年間の取り組み〉

教育委員会施策	
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会及び柏市学校警察連絡協議会定期総会
5月	○第1回いじめ問題対策連絡協議会
6月	○第2回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会第1回小・中・高等学校情報交換会
7月	○1学期いじめの状況調査
8月	
9月	
10月	○第2回いじめ問題対策連絡協議会
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会
12月	○柏市いじめ防止啓発月間（条例に基づく） ○2学期いじめの状況調査
1月	○柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校情報交換会
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会
3月	○第3回いじめ問題対策連絡協議会 ○3学期いじめの状況調査

〈道徳〉

以下の重点指導内容について、各学年の年間指導計画に基づいて実施

- ・親切・思いやり
- ・友情・信頼
- ・善悪の判断・自律・自由と責任
- ・正直・誠実
- ・公平・公正
- ・規律の尊重
- ・よりよい学校生活・集団生活の充実
- ・節度・節制
- ・生命の尊さ・自然愛護 等